



発行 新潟県

号外 2
平成24年11月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 101 新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙を行うべき事由の発生（選挙管理委員会）
- 102 新潟市南区の区域におけるすべての直接請求、解職の請求又は合併協議会設置の請求のための署名禁止（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第101号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号ただし書の規定により、新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成24年11月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第102号

新潟市南区の区域において新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙が行われることとなったため平成24年11月23日から当該選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求、解職の請求又は合併協議会設置の請求のための署名を求めることができない。

平成24年11月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明